

健健発0401第1号  
平成28年4月1日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
(公 印 省 略)

「第3次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に基づく標記計画の決定に伴い、今般、「第3次食育推進基本計画」の決定について(平成28年3月18日医政発0318第15号・健発0318第8号・生食発0318第1号・雇児発0318第2号 厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)が発出されたところであるが、健康づくりのための食育の推進の観点から、さらに下記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められたい。また、都道府県におかれては、管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に対する周知及び適切な支援をお願いする。

#### 記

#### 1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

食育基本法第17条及び第18条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画の策定に努めることとされている。第3次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・保健所設置市・特別区における食育推進計画の見直しに当たっては、関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21(第二次)や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しをお願いする。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村において、すでに食育推進計画を策定している場合にはその見直し、食育推進計画を策定していない場合にはその策定が促進されるよう積極的に働きかけ、情報提供とともに技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援をお願いする。

## 2 健康づくりのための食育の取組の推進について

### (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進について

健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することにより健康寿命の延伸を実現し、子どもから高齢者まで全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは、「健康日本21（第二次）」の推進においても、食育の観点からも、優先的に取り組むべき課題の一つである。

具体的な目標として、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」、「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」、「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数」の増加が掲げられており、これらの目標達成に向けた取組の推進をお願いする。特に、栄養バランスのとれた食事の実践や減塩の取組については、個人の努力だけでは改善が困難な状況もみられることから、関係機関・団体、食品関連事業者等様々な関係者との連携により、健康な食事を入手しやすい食環境づくりを推進するようお願いする。

### (2) 若い世代を中心とした食育の推進について

健康や栄養に配慮した食生活の実践等、20歳代及び30歳代の若い世代はそのほかの世代よりも課題が多く、男性はよりその傾向が強い。

具体的な目標として、「朝食を欠食する若い世代の割合」の減少、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合」の増加が掲げられており、これらの目標達成に向けた取組の推進をお願いする。

### (3) 多様な暮らしに対応した食育の推進について

近年、ひとり親世帯、貧困の状況にある子ども、高齢者の一人暮らし等が増え、様々な家庭の状況や生活の多様化により、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられる。

地域が果たす役割は一層重要となっており、それぞれの地域の特徴や課題に応じて展開される関係団体等による共食の機会提供への理解と支援が必要な人々への情報提供をお願いする。

## 3 地域における食育推進の体制整備について

### (1) 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな

対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組が推進されるよう体制の整備をお願いします。

また、食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践につなげるためには、地域に根ざし、住民の身近で日々の活動に関わる食生活改善推進員等のボランティアの取組が不可欠であることから、その重要性を理解し、ボランティアの育成及び支援をお願いします。

## (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用について

地域において食育の推進が着実に図られるよう、都道府県や市町村に管理栄養士等の配置の推進をお願いします。特に、管理栄養士等が未配置の市町村で、食育推進計画が未策定の場合、管理栄養士等の配置に努めるとともに、都道府県においては、当該市町村に対し、その配置を促すための必要な支援をお願いします。

また、地方公共団体が実施する食育に関する料理教室や体験活動、各種イベント等において、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用をお願いします。